

滋 賀 県 監 査 委 員 規 程

昭和 6 3 年 3 月 2 5 日
滋賀県監査委員規程第 1 号
最終改正
令和 2 年 4 月 1 日
滋賀県監査委員規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、滋賀県監査委員条例（昭和 39 年滋賀県条例第 10 号）第 7 条の規定に基づき、監査委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査、検査および審査の実施)

第 2 条 監査、検査および審査は、次に掲げる区分により行う。

- (1) 財務監査（定期監査）（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 1 項、第 4 項）
- (2) 財務監査（随時監査）（法第 199 条第 1 項、第 5 項）
- (3) 行政監査（法第 199 条第 2 項）
- (4) 知事の要求による監査（法第 199 条第 6 項）
- (5) 財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- (6) 直接請求による監査（法第 75 条第 3 項）
- (7) 住民の請求による監査（法第 242 条第 5 項）
- (8) 議会の請求による監査（法第 98 条第 2 項）
- (9) 職員の賠償責任についての監査（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「地公企法」という。）第 34 条）
- (10) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）
- (11) 公金の収納、支払事務についての監査（法第 235 条の 2 第 2 項、地公企法第 27 条の 2 第 1 項）
- (12) 決算審査（法第 233 条第 2 項、地公企法第 30 条第 2 項）
- (13) 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
- (14) 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）
- (15) 内部統制評価報告書審査（法第 150 条第 5 項）

(監査、検査および審査の基準)

第 3 条 監査、検査および審査は、法令の定めるところによるほか、別に定める監査基準に準拠して実施するものとする。

(代表監査委員等)

第 4 条 法第 199 条の 3 第 1 項に規定する代表監査委員の選任については、委員の協議による。

2 委員は、前項の規定により代表監査委員を選任したときは、これを知事に通知するものとする。

3 代表監査委員は、法第 199 条の 3 第 2 項、第 200 条第 5 項、第 200 条の 2 第 2 項および第 252 条の

33 第2項に規定する事務のほか、委員の協議により決定した事務および常例に属する軽易な事務を処理するものとする。

4 法第199条の3第4項に規定する代表監査委員の職務を代理する委員については、あらかじめ指定するものとする。

5 代表監査委員は、その権限に属する事務の一部を別に定めるところにより、事務局長、次長または事務局長が指定する参事に専決させることができる。

(委員の協議)

第5条 法の規定により監査委員の合議によるものとされる事項のほか、委員の事務の運営に関する次に掲げる事項については、委員が協議してこれを行う。

- (1) 規程の制定および改廃に関すること（重要なものに限る。）。
- (2) 監査、検査および審査の方針ならびにこれらの監査計画に関すること。
- (3) 監査のために必要な関係人の招致等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重要と認められる事項に関すること。

付 則
この規程は、昭和63年3月25日から適用する。

付 則
この規程は、平成4年3月25日から適用する。

付 則
この規程は、平成6年4月1日から適用する。

付 則
この規程は、平成7年4月1日から適用する。

付 則
この規程は、平成10年4月1日から適用する。

付 則
この規程は、平成11年4月1日から適用する。

付 則
この規程は、平成12年6月26日から適用する。

付 則
この規程は、平成14年9月1日から適用する。

付 則
この規程は、平成17年4月1日から適用する。

付 則
この規程は、平成20年4月1日から適用する。

付 則
この規程は、平成30年1月19日から適用する。

付 則
この規程は、令和2年4月1日から適用する。